参考３

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成１８年千葉県条例第５２号。以下「条例」という。）第２９条第２項の規定に基づき必要な事項を定めるものである。

（名称）

第２条　条例第２９条第１項の規定に基づき設置する会議の名称は、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）」とする。

（目的）

第３条　推進会議は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組みを推進することを目的として設置する。

（所掌事項）

第４条　推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、取組方針を決定する。

（１）制度や習慣、慣行などが背景にあって構造的に繰り返される差別に係る問題など、条例第２章第３節による個別の差別事案解決の仕組みでは解決が困難な事項

（２）障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための具体的な取組み及びその発信に関する事項

（３）その他条例第２９条第１項に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第５条　推進会議は、知事のほか、条例第２９条第１項に規定する者の中から知事が依頼する委員をもって組織する。

２　推進会議の委員数は３５名以内とする。

３　推進会議の座長は、知事が務める。

４　知事は、委員の中から、副座長１名を選任することができる。

５　座長は、推進会議の事務を総理し、会議を主宰する。

６　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、座長の職務を代行する。

７　条例第３０条第１項の規定により設置する分野ごとの会議（以下「分野別会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、別に知事が定める。

参考３

（調整委員会との関係）
第６条　推進会議は、千葉県行政組織条例（昭和３２年千葉県条例第３１号）に基づき設置された「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」（以下「調整委員会」という。）が第４条各号の一に該当する事項で推進会議において協議することが適当であると知事に建議した課題等を協議するものとする。
２　推進会議は、前項の規定により協議を行った結果を調整委員会へ報告するものとする。

（分野別会議との関係）
第７条　推進会議は、第４条各号に規定する事項について所管の分野別会議に検討を依頼し、分野別会議での議論の結果を踏まえて、その取組方針を決定する。
２　分野別会議は、条例第３０条第２項各号に規定する協議事項について、その協議結果を推進会議に報告するものとする。

（委員の任期）
第８条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第９条　推進会議は、必要に応じて座長が招集する。
２　推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
３　委員のうち、障害のある人及びその支援を行う者、条例第３０条第１項に規定する分野における事業者並びに県の職員については、本人がやむを得ない事由で出席できない場合には、所属する団体等から代理の者を会議に出席させることができる。
４　座長は、協議事項に密接に関連し必要があると認めるときは、委員以外の者（分野別会議の委員を含む。）の出席を求めることができる。
５　推進会議は、原則として、会議を公開するものとする。

（庶務）
第１０条　推進会議の庶務は、千葉県健康福祉部障害者福祉推進課において処理する。

（その他）
第１１条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２０年３月２６日から施行する。

参考３

附　則

この要綱は、平成２４年２月１７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１３日から施行する。